

家畜保健衛生所情報

令和7年9月22日

渡り鳥の飛来が本格化
高病原性鳥インフルエンザの防疫対策徹底をお願いします！

昨年度、家きん農場においては、これまで最も早い10月17日に北海道で高病原性鳥インフルエンザが発生して以降、本年2月1日までに14道県51事例の発生が確認され、約932万羽が殺処分の対象となりました。|

発生農場の疫学調査をしたところ、以下の衛生対策に関し不備が報告されています。

- ①衛生管理区域入り時の手指消毒又は専用手袋着用
- ②衛生管理区域入り時の衣服・長靴の交換
- ③家きん舎の壁面破損の修繕
- ④家きん舎及び関連施設における防鳥ネットの設置等

また、ウイルスに汚染された粉じんや羽毛等が家きん舎に侵入し、感染を広げた可能性も指摘されています。

○韓国で高病原性鳥インフルエンザ発生！

キョンギドバシュ
本年9月12日に韓国の京畿道坡州市の地鶏農場（約3,100羽）において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）が発生しました。

我が国においても、韓国に飛來したものと同じ地域（シベリア等）や韓国からの渡り鳥の飛來により本病ウイルスが持ち込まれる可能性があります。また、今シーズン既に北海道で渡り鳥の飛來が確認されており、本病の発生リスクが高まっています。

家きん飼養者の皆さまにおかれましては、今一度、別紙「一斉点検の要チェックポイント（家きん）」を参考に、発生予防対策の徹底をお願いいたします。

詳しい情報は下記ホームページについてもご確認ください。

農林水産省「鳥インフルエンザに関する情報」

<https://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/tori/index.html>



 大阪府家畜保健衛生所 〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59
 TEL 072-458-1151 FAX 072-458-1152
